

Newsletter

ATSUMI & SAKAI TOKYO | NEW YORK | LONDON | FRANKFURT www.aplawjapan.com

> 2023年5月22日 No.IDA_022

2022年のインドでの主要な出来事

執筆者:弁護士 丹生谷 美穂/外国法事務弁護士 (インド法) アシッシ・ジェジュルカール/ 弁護士 湊 健太郎

概要

2022 年は、インドにとってコロナパンデミックの影から脱却した年でした。日常生活はほぼコロナ禍前の状態に戻っています。経済活動が活発化する中で、インド政府は法律や規制に関していくつかの重要な変更を行いました。本稿では、「日印関係」「外国投資」「独占禁止法(競争法)」「情報技術関連法」「仲裁法」「税務」について取り上げます。

2022 年は、インドにとってコロナパンデミックの影から脱却した年でした。日常生活はほぼコロナ 禍前の状態に戻っています。経済活動が活発化する中で、インド政府は法律や規制に関していくつ かの重要な変更を行いました。本稿では、その主な変更点を概観します。

本稿で扱う項目は、以下のとおりです。

- (A) 日印関係
- (B) 外国投資
- (C) 独占禁止法 (競争法)
- (D) 情報技術関連法
- (E) 仲裁法
- (F) 税務

前編では「日印関係」と「外国投資」を取り上げます。

(A) 日印関係

第14回日印年次首脳会談の開催

2022 年 3 月 19 日から 20 日にかけて、ニューデリーで第 14 回日印年次首脳会談が開催され、日本からは岸田文雄首相が、インドからはナレンドラ・モディ(Narendra Modi)首相が出席しました。 2014 年に安倍晋三首相(当時)が 5 年間で 3 兆 5000 億円の対インド投資を行うという目標を発表しましたが、コロナ禍の影響を受けて、その目標達成には予想以上に時間を要するとされていました。しかし、今回の第 14 回年次首脳会談で、3 兆 5000 億円の投資目標が達成されたと発表されました。また、岸田首相からは、日本が今後 5 年間で対インド投資目標を 5 兆円とすると決定した旨が発表されました。対インド投資の形態としては、公的機関による投資や民間による投資のほか、日本の政府開発援助(Official Development Assistance: ODA)が予定されています。さらに、日本とインドの両国は、「自由で開かれたインド太平洋」について共通のビジョンを再確認しました。

今回の首脳会談において、日本とインドの両国間で署名された主な合意書は、以下のとおりです。

■ 独立行政法人国際協力機構(Japan International Cooperation Agency : JICA)からの円借款 7 件

JICA はインドに対し、交通機関網の整備、上下水道、園芸、保健医療、生物多様性の保全等に関連したプロジェクトについて、3122 億 5800 万円の融資を行うこととなっています。この融資金額は、以下のように配分される予定です。

事業名	融資金額
貨物専用鉄道建設事業	1165 億 2000 万円
チェンナイ地下鉄建設事業	730 億円
ベンガルル上下水道整備事業	370 億 6800 万円
北東州道路網連結性改善事業	231 億 2900 万円
ウッタラカンド州統合的園芸農業開発事業	64 億 100 万円
タミルナド州気候変動対策生物多様性保全・緑化事業	105 億 3500 万円
アッサム州保健システム強化事業	456 億 500 万円

■ 分散型生活排水管理分野における協力覚書

日本の環境省とインドの水資源管理を監督するジャル・シャクティ省(Ministry of Jal Shakti:水資源省を含む)は、分散型排水処理分野での経験と専門性を共有するための協力覚書を締結しました。この覚書は、日本の優れた排水処理技術である「浄化槽」をインドに導入することを目的としたものです。覚書では、両国とも相互に金銭的な義務を負う内容とはなっていませんが、両国の平等と相互利益の原則に基づいて、公共水域の水環境保全と公衆衛生の向上における協力を推進することが目指されています。

参考: https://www.env.go.jp/content/900518652.pdf

■ 日印産業競争力パートナーシップロードマップ

インドの産業競争力を強化し、日本とインドの両国間での産業協力を促進するため、日本の経済産業省とインドの産業国内取引促進局(Department for Promotion of Industry and Internal Trade:

DPIIT)との間で締結されていた協力覚書に基づいて、アクションプランとしてのロードマップが交換されました。このロードマップでは、物流などの分野における産業政策の経験とベストプラクティスの共有、ビジネスのしやすさ、輸出競争力、医療・教育・農業などの主要部門における諸問題への対処などが対象となっています。このロードマップの重要な目的の一つは、現在、日本企業がインドにおいて直面している問題を解決することにあり、在日インド大使館と在デリー日本国大使館はそのための迅速なメカニズムの立ち上げに協力することとされています。

参考: https://dpiit.gov.in/sites/default/files/IJICP Roadmap 19-03-2022 10Aug2022.pdf

■ 持続可能な都市開発分野における協力覚書

この覚書は、2007年に日本とインドが締結した都市開発に関する覚書における協力分野に、スマートシティ開発、低価格の住宅、都市における洪水の管理、下水道管理、高度な交通管理システムといった、新たな分野を加えることを目的としたものです。このイニシアチブを推進するために、日本とインドの両国は共同ワーキンググループを設立し、複数のプログラムを戦略化して実施していくこととされています。この共同ワーキンググループは、毎年1回、日本とインドで交互に開催することが提案されています。

■ 日印クリーン・エネルギー・パートナーシップ

このパートナーシップは、日本とインドの間でのエネルギー協力を推進し、エネルギー安全保障、カーボンニュートラル、経済成長を実現することを目的としたものです。2007年に開始された日印エネルギー政策対話の下で取り組まれてきた二国間のエネルギー協力分野を拡大し、電気自動車(EV)、蓄電池を含むエネルギー貯蔵システム、バッテリー、EV充電インフラ、クリーンコールテクノロジー、風力エネルギー、太陽光エネルギーの開発などに関する両国の取組について議論を行うことが提案されています。

参考: https://www.enecho.meti.go.jp/en/category/others/cep/20220319 e.pdf

日本による対インド投資の促進を目的とした覚書の締結

国際協力銀行(Japan Bank for International Cooperation: JBIC)とインドの National Investment and Infrastructure Fund (NIIF) は、日本による対インド投資を強化するための覚書を締結しました。 NIIF は、2015 年にインド政府によって設立された、インド初のインフラ特化型投資ファンドです。 NIIF は、商業的に実現可能なプロジェクトへのインフラ投資を通じて経済発展を最大化することを主要な目的としています。また、JBIC は、日本政府が全株式を保有する日本の政策金融機関であり、輸出信用機関です。海外投資や国際通商の促進を通じて、日本と海外の国々との間の経済協力を推進することを主要な目的としています。

今回の覚書は、JBIC と NIIF との間のパートナーシップの枠組を定めるものとなっており、日印二国間基金(ファンド)の創設を検討することが合意されています。このようなファンドは、日本とインドの間では初めての試みです。JBIC とインド政府から出資を受けたファンドは、環境保全や低炭素化戦略に対してエクイティ投資を行うことが検討されています。ただし、ファンドの規模等の詳細は未公表です。

このファンドは、日本企業とインド企業の戦略的パートナーシップに対して投資を行い、インドにおける複数の分野にわたってビジネス連携を促進することによって、両国の協力関係の強化につながることが期待されています。NIIF は、持続可能かつ気候変動に配慮した技術やソリューションに対して既に積極的な投資を行っていますが、このファンドが創設されることによって、NIIF がこれ

らの分野においてさらに大きな影響力をもつことになると見込まれます。ファンドの運用開始は、**2023**年初頭が予定されています。

(B) 外国投資

インド最大の保険会社に対する外国投資が許可される

インド政府は、外国投資の誘致と投資処分の促進を目的として、インド最大の保険会社である Life Insurance Corporation (LIC) of India への外国直接投資 (FDI) を許可しました。

LIC は、1956 年、The Life Insurance Corporation Act, 1956 (LIC 法) によって設立された保険会社です。2022 年 5 月に LIC は新規株式公開 (IPO) を行いましたが、それ以前はインド政府が LIC の全株式を保有していました。LIC の上場は、インド史上最大の IPO となりました。DPIIT は、2022 年 3 月 14 日、2022 年プレスノート 1 により「統合版 FDI ポリシー (Consolidated FDI Policy)」を改正し、LIC への外国投資を許可しました。

統合版 FDI ポリシーは、インドにおける外国投資について規定するものです。FDI ポリシーの改正 以前は LIC への外国投資は認められていませんでした。しかし、改正された統合版 FDI ポリシーで は、LIC への外国直接投資は最大で 20%まで認められることとなりました。上記に基づいて行われ る LIC への外国投資には、以下の条件を適用することとされています。なお、他の保険会社への外 国直接投資については、インド政府の承認を要することなく、最大で 74%まで可能となっています。

FDI ポリシー改正後の LIC への外国直接投資のための条件

LIC への外国投資は、LIC 法と 1938 年保険法の遵守が求められる。

LIC への外国ポートフォリオ投資は、2019 年外国為替管理(非債務証券)規則(Foreign Exchange Management(Non-Debt Instruments)Rules, 2019)と2019 年インド証券取引委員会(外国ポートフォリオ投資家)規制(Securities and Exchange Board of India(Foreign Portfolio Investors)Regulations, 2019)への準拠が求められる。

※ 外国ポートフォリオ投資とは、外国の投資家 (インド国外の投資家) による証券やその他 の金融資産への投資を言う。外国ポートフォリオ投資においては、投資家が投資対象の 企業の資産を直接所有することはない。

LIC への外国投資は、外国為替管理規制に基づいてインド準備銀行(Reserve Bank of India: RBI)が定めるプライシング・ガイドラインズ(pricing guidelines)の遵守が求められる。

今回、LIC への外国投資が許可されたことによって、大規模なポートフォリオを有する外国人投資家が LIC へ投資することが可能となりました。この点で、統合版 FDI ポリシーの改正は、インドにおける外国直接投資政策にとって重要な進展であると言えます。今回の決定は、将来的に外国直接投資政策の緩和へとつながり、政府系企業への外資導入が許容される方向に進んでいくものと考えられます。

参考: https://dpiit.gov.in/sites/default/files/Press Note 1 2022 14March2022.pdf

海外投資に関する新体制

自由化の思想に則り、また、ビジネスのしやすさの促進のために、インド政府、インド証券取引委員会 (Securities and Exchange Board of India: SEBI) およびインド準備銀行 (RBI) は、インド国内のさまざまな法律に基づく手続や規則、規制の簡素化を順次進めています。

2022 年 8 月には、海外投資に関する規制が大幅に変更され、2022 年外国為替管理(海外投資)指令(Foreign Exchange Management (Overseas Investment) Regulations, 2022)、2022 年外国為替管理(海外投資)規則(Foreign Exchange Management (Overseas Investment) Rules, 2022)と呼ばれる新たな一連の規則、規制、指示が導入されました(新体制)。これらは、(i)2004 年外国為替管理(外国証券の譲渡または発行)規制(Foreign Exchange Management(Transfer or Issue of Any Foreign Security)Regulations, 2004)、(ii)2015 年外国為替管理(インド国外の不動資産の取得および譲渡)規制(Foreign Exchange Management(Acquisition and transfer of immovable property outside India)Regulations, 2015)(旧体制)に取って代わるものです。旧体制と新体制の主な違いは、以下のとおりです。

【海外投資に関する旧体制と新体制の比較】

項目	旧体制	新体制
	インド国内の執行機関や規制機関から調	旧体制下での包括的禁止は廃止され、その
	査を受けているインド企業は、投資の実	代わりとして「異議なし証明書」(NOC)
異議なし証明書	行やインド国外からの財務的なコミット	の提出が求められることとなった。金融部
(No Objection	メントを受けることは包括的に禁止され	門の規制当局・調査機関から調査を受けて
Certificate: NOC)	ていた。	いるインド居住者は、投資の実行等に当た
		って当該規制当局/調査機関から NOC を
		取得することが必要となる。
	インド準備銀行 (RBI) は、インドの当事	インドの居住者は、インドに直接的または
	者が、インドに投資していた、または投	間接的(1層または2層の子会社を通じて
	資している外国企業へ(完全子会社やジ	間接的に行っている場合に限る) に投資し
 迂回融資の構造	ョイントベンチャーを通じて)投資する	ていた、または投資している外国企業へ投
江四献其 27 帝也	こと(迂回融資)を包括的に禁止してい	資することができることとなった。
	た。	この外国企業が 3 層以上の子会社でない
		場合には、インド準備銀行(RBI)の承認
		は不要である。
	以下のいずれかに該当する外国企業が株	外国企業による出資資本の譲渡について
	式を譲渡する場合には、株式評価の取得	は、国際的に認められた価額算定方法によ
 株式評価に関する	が必要とされていた。	る評価を考慮しつつ、独立企業間価格で行
プライシング・	(i) インド国外に居住する者がインド国	われることが義務付けられている。
ガイドラインズ	内に居住する者に対して行う譲渡	
(pricing	(ii) インド国内に居住する者がインド国	株式評価は、勅許会計士(Chartered
guidelines)	外に居住する者に対して行う譲渡	Accountant)、インド証券取引委員会(
gandomico,		SEBI)に登録されたマーチャントバンカ
	もっとも、株式評価に関するガイドライ	ーまたは実務に従事する Cost Accountant
	ンは制定されていなかった。	によって行われる。
	登録された投資信託やベンチャーキャピ	OPIは、「外国の上場企業に対する海外投
	タルファンド(VCF)に限って、証券へ	資で、対象企業の自己資本の 10%未満を
	の海外投資(インド人・インド企業によ	取得するものであって、かつ支配権の取得
	る外国投資)が許可されていた。	を伴わないもの」と定義されている。
	 これらの登録ファンドが外国投資を行う	 また、ODIについても、以下のように定義
投資信託による	これらの豆螺ノノンドが 「国权員を行う 際の投資ルートとしては、海外ポートフ	されている。
投資	オリオ投資(OPI)と対外直接投資(ODI)	C46 CV G。 1) 非上場の外国企業の株式資本の取得
	という 2 種類の異なるルートが存在し	2) 外国企業の原始定款において発起人と
	こい	2) 外国任業の原始を承において発起人としなること
	/_0	なること 3) 上場している外国企業の払込済み株式
	OPI は、ODI に比べて、コンプライアン	資本の10%以上の取得
	ス要件が少なかったが、OPIとODIの区	貝/ヤッ/ U /0 /5/エッ/
	/ All w / Str off of other	

	別が明確でなかったために、実務上、登録ファンドが外国投資を行う場合は保守的なアプローチを採用し、(より多くのコンプライアンス要件が必要となる)ODIルートによって投資が行われていた。	4) 外国の上場企業の払込済み株式資本の10%未満を取得する場合であって、支配権の取得を伴うもの 新体制において OPI と ODI の区別が明確になったことで、保守的に ODI ルートを選択する必然性は喪失した。 OPI ルートは、ODI ルートと比較してコンプライアンス要件や規制が少ないため、OPI と ODI のそれぞれの明確化によって実務上も OPI ルートを選択できるようになったことは、海外投資の自由化に向けた一歩であると言える。
		インドの証券市場の規制機関である SEBI に登録された法人は、SEBI が定める年間 限度額を上限として海外の証券に投資することが可能とされた。現時点での投資限度額は、(i) 投資信託については年間 70 億米ドル、(ii) ベンチャーキャピタルファンド (VCF) / オルタナティブ投資ファンド (AIF) については年間 15 億米ドルである。これらの限度額は、インドにおけるすべての投資信託と VCF/AIF の業界上限額である。この年間限度額を超過すると、SEBI は該当するファンドに対して、投資総額が既定の限度額を下回るまでの間、海外投資を停止するよう命令を発出する。
金融サービスに おける対外直接 投資(ODI)の 自由化	ODIとは、居住者たる法人が、事業拡大戦略の一環として非居住国へ投資することを言う。 金融サービスに従事するインド企業のみが、金融サービス活動に直接的または間接的に従事する外国企業に対してODIを行うことができるとされていた。	金融部門に従事していないインド企業であっても、金融サービス活動(ただし、銀行または保険業を除く)に直接的または間接的に従事する外国企業へ投資することが可能とされている。この投資を行うに当たってインド準備銀行(RBI)の承認は不要である。

新体制では、インド国外における事業展開を容易にするためのさまざまな変更が行われています。 海外投資のための新体制の枠組は、ビジネスのしやすさを向上させ、海外投資の機会を促進するも のとなっています。

参考: https://dpiit.gov.in/sites/default/files/Press Note 1 2022 14March2022.pdf

FDIポリシーにおける「不動産事業」の定義を明確化

インドの FDI ポリシーにおいては、「不動産事業」に従事している、または従事しようとする企業への外国直接投資は禁止されています。しかし、FDI ポリシーでは、「不動産事業」は定義されておらず、不動産事業とはみなされない活動の一覧が記載されているだけでした。そこで、DPIIT は2022 年 3 月 14 日に 2022 年プレスノート 1 を発出し、「不動産事業」の定義を明確にしました。

渥美坂井法律事務所,外国法共同事業

DPIIT は、インドの産業部門の発展のための振興策や開発政策の策定と実施を任務としています。 上記のプレスノートによって、FDI ポリシーが改正され、「不動産事業」の定義が明確化されました。FDI ポリシーの改正前後における主要な違いは、以下のとおりです。

改正前	改正後
FDI ポリシー上、「不動産事業」は具体的に定義さ	「不動産事業」は、「利益を得ることを目的とした土
れていなかった。	地や不動産の取引」と明確に定義されている。
FDI ポリシーでは、タウンシップの開発、住宅や商	また、「不動産事業」に該当しない活動として、「譲
業施設、道路や橋の建設、不動産投資信託などとい	渡に該当しない不動産の賃貸やリースによる収入」が
った一定の活動は「不動産事業」の範囲から除外さ	追加されている。
れる旨が記載されているのみであった。	

従前より、不動産事業はインドで最も厳格に保護されている産業の一つです。今も不動産業界では、 投機を抑制するための厳しい措置がとられています。しかし、過去 15 年の間に、インド政府は不動 産事業への外国直接投資規制を徐々に緩和してきており、より多くの投資と経済拡大がもたらされ るようになっています。現在、タウンシップ、モール/ショッピング複合施設、ビジネスセンター などの運営を目的とした竣工事業については 100%の外国直接投資が認められています。

参考: https://dpiit.gov.in/sites/default/files/Press Note 1 2022 14March2022.pdf

(C) 独占禁止法 (競争法)

インド競争委員会が企業結合取引に関する届出の様式を改訂

インド競争委員会(Competition Commission of India: CCI) は、競争を促進するための監督と、2002 年競争法(Competition Act, 2002)に違反する行為の防止を任務とする、競争当局です。企業の合併や買収が行われる場合には、CCIへの届出が義務付けられています。この届出は、関係する企業の市場シェアなどの基準に基づいて、様式I(短い様式による届出)または様式II(長い様式による届出)のいずれかによって行われることとされています。

手続を合理化し、従来の様式で曖昧であった部分を解消するため、CCI は、2022 年 3 月 31 日に様式 II の改訂版を通知しました。CCI による様式 II の改訂は、様式 I で要求されている情報の順序や方式と一貫性を確保することを目的としたものです。ほとんどの企業結合取引は様式 I によって届出がなされるため、様式 I と様式 II の両方において必要とされる情報を合理化することによって、両者の一貫性が確保されます。これまで、CCI は 2019 年 8 月に様式 I の改訂を行っていました。

様式॥についての今回の主な改訂内容は、以下のとおりです。

様式Ⅱの改訂箇所		
改訂前の様式Ⅱ	改訂後の様式Ⅱ	
様式 II に記載すべき詳細情報の対象期間が明記されていなかったため、実務上、取引の複雑さに応じて、過去 1~3 年の会計年度分の情報が提供されるのみであった。	当事者および競争者の市場シェア等の情報、並びに過去5年間における上位5社の顧客および供給業者の詳細情報を開示することが要求されている。	
右記の項目はなし。	新たに「垂直的関係」と「補完的関係」の項目が追加された。同項目では、市場構造や需要、市場参入に影響を与える要因、規制上の義務、供給体制などに関する情報を記載することとしている。	

右記の項目について開示は求められていなかった。

関連市場における潜在的な混乱(具体的には、技術的混乱、ビジネスモデルの変更など)に関する詳細情報の開示が求められる(これらは CCI が新興市場を評価する際の参考に供される)。

開示要件の削減		
改訂前	改訂後	
予定されている合併等のために四半期ごとの財務情報と過去 2年間の財務情報を提出することが求められていた。	過去1年分の財務情報を提出すれば足りる。	
関連する製品・サービスごとの量および金額別の社内消費量 の開示が求められていた。	左記の情報や書類の提出はいずれも不要である。	
両当事者の流通販路やサービス網の詳細情報の開示が求められていた。		
両当事者の過去 2 年間の価格決定方針と価格一覧に関する情報の開示が求められていた。		
類似もしくは同一の、または代替可能な製品またはサービス の流通において発生した出荷コストまたは輸送コストを示す 書類の提出が求められていた。		

参考: https://www.cci.gov.in/legal-framwork/regulations/13/0

委員長の任命遅延により CCI の規制機能が停止

CCI の委員長であった Ashok Kumar Gupta 氏が 4 年間の任期を終えて、2022 年 10 月 25 日に辞職しました。新委員長は未だ任命されておらず、暫定的に委員長代理が指名されている状態が続いています。

2002 年競争法に関する紛争を裁定したり、M&A などの企業結合を承認したりする際の定足数を満たすためには最低3名の委員が必要です。しかし、現在、CCI の委員は2名となっているため、CCI は市場規制機関としての役割を事実上果たせていない事態に陥っています。定足数の要件は、CCI が当事者に対して公正な審理を行うことを確保するために設けられているものです。

委員長が任命されていないため、CCI の機能に影響が生じており、2022 年 11 月以降、CCI は 2002 年競争法の執行や企業結合の承認のための命令や承認を下すことができていません。委員長の任命遅延によって影響を被っている業界関係者は、企業省(Ministry of Corporate Affairs: MCA)に対して懸念を表明し、委員長の任命を急ぐよう書簡で要請を行っています。

CCI が反競争的行為を理由に多国籍企業に制裁

1. カルテルにより日本の海運会社4社に制裁

2022 年 1 月 20 日付 CCI 命令 (order) において、日系企業 4 社の間で、相互間での競争を回避し、各社がそれぞれの OEM 先との取引を継続できるようにすることの合意が存在していた旨が認定されました。また、複数社間および 2 社間において、(1) 購入機器の値下げを行わないことと (2) 値上げした額を維持することについての取り決め (「リスペクト・ルール」) が存在していたことも認定されました。

渥美坂井法律事務所,外国法共同事業

CCI は上記命令の中で、リスペクト・ルールに基づいてこれらの企業間で協調的行為が行われていたことは確実であるとも述べています。CCI は、これらの行為の結果として、各企業が拡大された市場シェアを維持し続けることができていたものと判断しました。

CCI は、反競争的行為およびカルテルがあったことを理由として、3 社に課徴金の支払いを命じました。しかし、1 社は CCI の調査に応じるとともに、CCI が上記の企業に対する課徴金納付命令を下すために不可欠な情報を、課徴金減免申請によって開示したことから、課徴金は課されませんでした。

課徴金減免申請手続は、2002年競争法における「内部告発によるリニエンシー制度」です。CCIは、世界各国の競争法と平仄を合わせて、カルテル撲滅のために、CCIに「重要な開示」を行った申請者に対しては課徴金を課さない(あるいは減額する)という措置を採用しています。

2. 反競争的行為によりインドのオンライン大手旅行会社に制裁

インドのオンライン大手旅行会社 A 社と格安ホテル予約サービスを運営する B 社が反競争的な合意を締結し、市場における支配的地位を濫用しているとの申立てがなされました。CCI は申立て内容と調査報告書を精査し、A 社がインド国内におけるホテルのオンライン予約仲介サービス市場において支配的地位を占めていると判断しました。

その上で、CCI は、A 社の以下のような慣行が、競争法に違反し、支配的地位の濫用に該当すると認定しました。

(1) 価格同等義務

パートナーであるホテルは、他のオンライン旅行会社や自社のオンラインポータルにおいて、A社のプラットフォームで提供している価格よりも低価格で客室を販売してはならない

(2) 客室同等義務

パートナーであるホテルは、他のオンライン旅行会社のプラットフォームで客室を提供している場合、A社のプラットフォームでの客室の提供を拒否することはできない

(3) 大幅な値引き戦略

A 社の大きな市場シェアを利用して、競合他社を排除するために、サービスの大幅な値引き

(4) 独占条項

パートナーであるホテルが競合他社との間で契約締結やビジネスを行うことを妨害

以上を踏まえて、CCI は 2022 年 10 月 19 日付の命令で A 社に課徴金の支払いを命じました。

3. モバイルエコシステム市場における違反行為で C 社に制裁金

CCI は、2022 年 10 月 20 日付の命令で、C 社に対し、モバイルデバイスのエコシステムに関する複数の市場で支配的地位を濫用したとして課徴金の支払いを命じました。

C 社は、C 社から OS の使用許諾を受けた携帯電話メーカーとの間でさまざまな契約を締結し、C 社が開発した特定のアプリケーション(アプリ)を事前にインストールするよう求めていました。 CCI は調査の結果、このような慣行によってユーザーはモバイル端末で C 社のサービスを継続的に利用し続けることとなり、その結果、C 社への広告収入が間断なく増加し続けていると判断しまし た。このことは、競合他社を犠牲にして、**C** 社がさらなる投資と自社サービスの向上を図ることにもつながるものでした。

CCI は、このような C 社の慣行と C 社が携帯電話メーカーと締結していた契約は、2002 年競争法 上、支配的地位を濫用するものであることは明らかであるとしました。その結果、CCI は、C 社に 対して課徴金の支払いを命じるとともに、指定した期限までに上記の慣行を改めることを内容とす る排除措置命令を発出しました。

4. アプリストアポリシーに関する違反で C 社に制裁金

CCI は、2022 年 10 月 25 日付の命令で、C 社に対し、アプリストア市場における支配的地位を濫用したとして、課徴金の支払いを命じました。C 社のアプリストアのポリシーでは、アプリ開発者は、アプリまたはアプリ内のデジタル商品購入の支払いを受領するためには、C 社のアプリストアの請求システムのみ利用できるとされていました。そこで、CCI は、このような取扱いによって、アプリストアにおける有効な支払手段として競合他社の請求システムやアプリが不当に排除される結果となっているとの申立てについて調査を行いました。

CCI は、「インドにおけるスマートモバイル機器用のライセンス可能なモバイル OS」と「インドにおける特定 OS 用のアプリストア」という関連市場において C 社は支配的地位にあり、C 社が行っている慣行は明らかに 2002 年競争法に違反していると判断しました。また、CCI は C 社に対し、反競争的な効果を有する慣行を停止するよう指示し、さらにアプリ開発者による第三者の請求・決済処理サービスの利用を制限しないこと等を内容とした是正措置を 3 カ月以内に講ずることを求めました。

(D) 情報技術関連法

インド政府がデジタルデータ保護法案を公表

電子情報技術省(Ministry of Electronics and Information Technology: MeitY)は、インドにおけるデジタル・プライバシーの改善と確保を目指し、2022年11月にデジタルデータ保護法案(The Digital Personal Data Protection Bill, 2022:以下、「2022年法案」)を公表しました。2022年法案は、個人データや、データの移転や使用に関する個人のデジタル・プライバシーの保護、個人とデータ処理者との間の信頼関係の構築等について規定しています。2022年法案が法として成立すれば、2000年情報技術法(Information Technology Act, 2000)43A条と2011年情報技術(合理的なセキュリティ慣行および手続並びにセンシティブ個人データまたは情報)規則(Information Technology(Reasonable Security Practices and Procedures and Sensitive Personal Data or Information)Rules,2011)に基づく既存のデータ保護の枠組が置き換えられることになります。

参考:

https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/The%20Digital%20Personal%20Data%20Potection%20Bill%2C%202022_0.pdf

2022 年法案の原点は 2017 年に遡ります。インド最高裁判所は、画期的な事件である(元)判事他 1名 vs Union of India 他事件(2017 年)において、プライバシーの権利は、インド憲法に規定された基本的権利であると判示しました。この判決に従って、かつインドのデータ保護法を世界標準と同等のものにするために、インド政府は 2019 年個人データ保護法案(Personal Data Protection Bill, 2019:以下、「2019 年法案」)をインド下院議会に提出しました。2019 年法案は、EU 一般データ保護規則(General Data Protection Regulation: GDPR)に近似した内容で起草されたものでした。

参考: https://main.sci.gov.in/supremecourt/2012/35071/35071 2012 Judgement 26-Sep-2018.pdf http://164.100.47.4/BillsTexts/LSBillTexts/Asintroduced/373 2019 LS Eng.pdf

しかし、2019 年法案は、そこに含まれていた広範なコンプライアンス要件や政府権限に対して、テクノロジー企業、NPO(非営利団体)、テクノロジーやプライバシー法の専門家からの多くの批判に直面しました。2019 年法案に対する主な批判の一つは、データのローカライゼーションに関連するものでした。2019 年法案は、個人データを「重大」「センシティブ」「一般」という3つのカテゴリーに分類した上で、センシティブ個人データについては、本人の同意がある場合に限って、一定の追加的な条件に従って、処理を目的としてのみ、インド国外に移転することができると規定していました。しかし、そのようなセンシティブ個人データは、インド国内でのみ保管する必要があるともされていました。さらに、政府によって重大個人データとして通知された特定の個人データについては、インド国内でのみ処理することができると規定されていました。

2019 年法案は、政府機関に大きな免責を与えるものであったため、複数のプライバシー保護団体より、政府機関によるデータへのアクセス権の濫用を認めることになるとの懸念も表明されました。 こうした批判を受けて、インド政府は 2022 年 8 月、2019 年法案を撤回しました。

2019 年法案を撤回した後、インド政府はデータ主体のデジタル権を保護するための 2022 年法案を新たに公表しました。「データ主体」とは、個人データが保管・処理されている個人を指します。 2022 年法案は、(i) インド国内にいるデータ主体のデジタル個人データを処理する場合、(ii) インド国外でデジタル個人データを処理する場合であって、その処理がインド国内にいるデータ主体の行動や利益に関連するデータの収集を伴う場合、を対象としています。 2022 年法案では、インドで活動するテクノロジー企業に対するコンプライアンス要件が大幅に削除されています。

2019 年法案と **2022** 年法案の主な違いは、以下のとおりです。

【「2022 年デジタルデータ保護法案(2022 年法案)」と「2019 年個人データ保護法案(2019 年 法案)」の主な違い】

	2022 年法案	2019 年法案
個人データ	「デジタル個人データ」の処理にの み適用される。 「デジタル個人データ」について明 文で定義されていないが、以下のも のに適用すると説明される。 (i) オンラインで収集された個人データ (ii) オフラインで収集された個人 データで、電子化されたもの 手作業で処理されたデータ(オフラインでの個人データ等)には適用されない。	あらゆる形態の個人データ(オフラインのもの、オンラインのものを問わない) に適用されることとされていた。
個人データの細分化	個人データの細分化はなされていない。	個人データは、以下に細分類されていた。 (i) センシティブ個人データ (ii) 重大個人データ (iii) 一般個人データ

みなし同意	個人データを有効に処理するための根拠として、「みなし同意」の概念が認められている。 ①国や司法機関が処理する場合、②合法的な契約のための処理をする場合、③正当な利益のために処理する場合、④データ主体の利益のため	「みなし同意」という概念は存在しなかった。
	に処理する場合などを「みなし同意」に該当する事例として列挙して いる。	
データのローカライ ゼーション	データローカライゼーション規則 を緩和し、データセキュリティの状況に応じて、個人データを外国の特定の場所へ移転することを許容している。すなわち、インド政府は、関連する要因を評価した上で、個人データを移転することが可能なインド国外の国・地域を通知することができるとされる。	各企業に対し、センシティブ個人データのコピーをインド国内に保管することを義務付けていた。また、インド国内から重大個人データを国外へ移転することを禁止していた。
データ主体の義務	(i) 権利行使の際に適用法を順守すること、(ii) 検証可能な真正な情報のみを提供すること、(iii) 虚偽または根拠のない苦情申立て等の登録を控えることなど、データ主体に対して一定の義務を課している。また、これらの義務に違反した場合、金銭的な制裁の対象となる。	データ主体の義務は規定されていなかった。
非個人データの規制	非個人データ(個人の身元を特定できない情報)の規制に関する規定は 削除されている。	データ主体が保有する非個人データ に対しても規制がなされていた。
法律の地理的な適用範囲	インド国外において個人データを 収集・処理するインドのデータ受託 者が、インド国外に所在するデータ 主体のデータを処理する場合を規 制対象から除外している。 これにより、インド国外で活動する インドのスタートアップ企業の顧 客は、当法案に基づくデータ主体の 権利を享受できないため、そのよう な顧客の法的保護に影響が及ぶこ とになる。	左記と同様の規定が含まれていた。
データ保護機関	インドデータ保護評議会(Data Protection Board of India)を設立することが想定されている。評議会は、法令の実施や法令違反の判断、金銭的制裁の賦課の決定を行う。	インドデータ保護局 (Data Protection Authority of India) を設立することが 想定されていた。
自主的な誓約	当法案の規定の順守に関連する事項に関して、インドデータ保護評議会に対して自主的な誓約を提出することができるとされる。自主的な	左記のような規定は存在しなかった。

	誓約の内容としては、特定の期間内に特定の行動をとること(もしくは特定の行動をとらないこと)、および/または自主的な誓約を公表すること、などがある。	
	インドデータ保護評議会から承諾 された誓約に従わない場合、インド データ保護評議会はその違反者に 対して措置を講ずることができる とされている。	
罰則・制裁	金銭的な制裁に重点が置かれている。50 億ルピー(約6,130万米ドル)を上限として段階的に金銭的制裁を科すことが提案されている。	刑事罰に重点が置かれていた。

2022 年法案は、簡潔な表現で理解しやすいデータ保護に関する法律を策定しようとするインド政府の試みであり、**2019** 年法案の欠点を克服するものであると言えます。

インドで事業を行う日本の子会社は、(インド政府から該当地域の通達がなされれば)地域を越えて自由にデータを保管し、処理することができるようになります。これにより、データの現地保存のために要する時間とコストを削減することができます。他方で、バーチャルリアリティ、AI、IoT、ロボティックプロセスオートメーション、Web 3.0、メタバースなどの新興技術ビジネスに携わる企業は、そのビジネスモデル自体が膨大な量の個人データを生成し、処理するものであるため、特に警戒が必要となるでしょう。同様に、電気通信やヘルスケア、銀行、金融、電子商取引サービスといった事業に携わる日本企業も、個人データの処理に関する厳格な義務を課される可能性がありますので留意が必要です。

(E) 仲裁法

新しい仲裁人の選任によって従前とは異なる場所で仲裁手続が行われることになった場合であっても、仲裁地(seat)は変更されない

インド最高裁判所は、新しい仲裁人の選任によって仲裁手続を従前とは別の場所で開催することになった場合でも、当初の仲裁人によって既に確定された仲裁地(seat)は変更されないことを明確にしました。具体的には、「ハリヤナ州パンチクラが仲裁地の事案について、新しい仲裁人の任命により、デリーで仲裁手続を行うかどうか」の裁判で、2022年5月、最高裁判所は仲裁手続の実施場所(venue)の変更は仲裁地(seat)の変更をもたらすものではない旨を判示しました。

インドの仲裁法では、「仲裁地 (seat)」とは、その地を管轄する裁判所が仲裁手続に対する監督および管理の権限を有する場所を指します。他方、「仲裁手続の実施場所 (venue)」とは、証人尋問、専門家証人の尋問または当事者尋問などの審理といった仲裁手続が実施される場所を意味します。

また、最高裁判所は、他の事案について下された 2019 年 12 月の判決にも依拠しつつ、仲裁人によりいったん決定された仲裁地は、当事者が相互に合意しない限り、変更することができない旨も判示しました。これにより、仲裁地 (seat) は固定されるのに対し、仲裁手続の実施場所 (venue) は、仲裁手続の期間中、仲裁地 (seat) と同じとすることも、仲裁地以外の場所に変更することも可能であることが、確定した法原則となっています。

(F) 税務

インドに出向している従業員に非居住者(本国=日本)企業から支払われた給与について、 居住者(外国=インド)企業から非居住者(本国=日本)企業への立替精算を行う場合、居 住者(外国=インド)企業による源泉徴収は不要

出向とは、ある組織の従業員を一時的に別の組織で働かせることです。従業員は、出向期間中も従前の雇用主の従業員であり、出向期間終了後は従前の職務に復帰することが想定されます。

インドと日本の間の商取引関係や投資が拡大するに伴い、インドや日本の組織で働く従業員が一時的に相手国の組織で働くという形での出向の取り決めが多く見られるようになりました。インド企業と日本企業の間では、日本人が一時的にインドに渡航してインド企業で働いたり、逆にインド人が日本企業で働いたりするような取り決めが現に行われています。この場合、非居住者(本国=日本)企業が出向中の従業員に対して給与を支払った後に、居住者(外国=インド)企業から非居住者(本国=日本)企業へ立替精算をするということがしばしば行われています。

インドの裁判所は、このような給与の立替精算のための支払いに源泉徴収が必要であるか否かについて、以下の判決において、その立場を明確にしました。

1. A 社 (納税者) vs. 所得税副局長事件: この事件では、居住者 (インド) 企業が非居住者 (米国) 企業との間で出向の取り決めを行っていました。出向契約によれば、米国企業の従業員が一時的にインド企業に出向するとされ、出向者の給与は米国企業が当該従業員へ支払った後、インド企業が米国企業にこれを立替精算することが合意されていました。

この事案では、インド企業は、インドー米国二重課税回避協定に基づいて二重課税を回避するために、源泉徴収税を控除せずに給与の立替精算を行いたい旨、調査官に要請しました。1961 年インド所得税法(Income Tax Act, 1961:以下、「所得税法」)上、源泉徴収税とは、給与、委託料、賃料、利子などの一定の支払いが行われる際に控除される税金のことを言います。支払いを行う者は源泉徴収税を控除した上で、これを政府/税務当局へ直接支払うこととされています。

調査官は上記の要請を却下し、インド企業と出向者との間に雇用関係が存在しないこと、また、出向者が提供するサービスが所得税法およびインドー米国二重課税回避協定における「技術上の役務に対する料金」(Fees for Technical Services: FTS)として課税対象となることを理由として、インド企業に対し、出向者の給与の立替精算において源泉徴収税を控除するよう命じました。

これに対して、カルナタカ高等裁判所は、調査官の上記命令を覆し、出向者とインド企業の間に明確な雇用関係が存在したと判断しました。また、裁判所は、インド企業から米国企業への支払いはあくまでも立替精算のみを目的として行われるものであるから、インド企業が米国企業に対して米国企業が出向者に支払った給与の立替精算を行う場合には、インドで源泉徴収税を控除する対象とはならないと判示しました。

2. 同様に、デリー高等裁判所は、他の事件において、出向契約に基づく非居住者グループ企業への支払いは、「給与費用の立替精算」の性質を有すると判断しています。また、このような支払いは、「技術上の役務に対する料金」(Fees for Technical Services: FTS)や「付属の役務に対する料金」(Fees for Included Services)と分類することもできないとしました。したがって、この事件においても、所得税法に基づく源泉徴収税の控除は求められませんでした。

渥美坂井法律事務所,外国法共同事業

この事件において、デリー高等裁判所は、インド企業で働くことを従業員が任意に承諾し、出向契約の条件に従って、インド企業の管理・監督の下で働いていた事実を考慮しました。また、非居住者グループ企業は、従業員の給与の支払いをインド企業に代わって手配するだけであり、その相当額が後にインド企業から補填されることがあらかじめ合意されていたことも考慮されました。さらに、裁判所は、インド企業が出向者の真の雇用主であると判断し、その結果、本件の事案においては、出向者の給与の立替精算のために行った拠出は、二重課税回避協定によってインドで課税できることとされている「技術上の役務に対する料金」(FTS)や「付属の役務に対する料金」(FIS)に該当すると解釈すべきではないと判示しました。

※本稿は、DSK Legal のアビシェク・シン・バエル (Abhishek Singh Baghel) 氏との共著です

執筆者

弁護士 丹生谷 美穂 (パートナー、東京弁護士会)

Email: miho.niunoya@aplaw.jp

外国法事務弁護士(インド法) アシッシ・ジェジュルカール (パートナー、第二東京弁護士会)

Email: ashish.jejurkar@aplaw.jp

弁護士 湊 健太郎 (パートナー、東京弁護士会)

Email: kentaro.minato@aplaw.jp

当事務所のインドプラクティスについては<u>こちら</u>をご覧ください。

お問い合わせ先

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 インドプラクティスチーム

Email: ipg india@aplaw.jp

このニューズレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その 概要を記載したものです。このニューズレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同 事業 (「渥美坂井」) の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニューズレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニューズレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニューズレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。